

# 国立大学法人 豊橋技術科学大学 知的財産ポリシー

## 1. 知的財産ポリシーの目的と理念

国立大学法人豊橋技術科学大学の研究成果が社会や産業界に対してイノベティブな貢献を果たすことができるよう積極的な知的財産の創出・取得・管理・公開・活用を図ること、また翻ってこれらによって研究の更なる活性化を図ることを目的として、国立大学法人豊橋技術科学大学の知的財産ポリシーを定める。

研究の活性化と社会貢献の拡大の好循環をめざす知的創造サイクルを推進し、発展させることは、「豊かな人間性の開花、自然との共生、国際協調的な社会の実現に、技術科学の領域で創造的かつ実践的に貢献する」ことを使命とし、「大学院を重点に置き、透徹した物を見る眼、繊細で温かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培い、人類の一層の発展を展望しながら、技術科学の新しい地平を切り拓くことを目指す」とする本学の設立理念と軌を一にするものであり、これを研究と知的財産に関わる活動の基本方針として全学をあげて推進する。

## 2. 本ポリシーの対象者

「大学の研究成果が社会貢献を果たし、研究の更なる活性化を図る」とする本ポリシーに全学で取り組むため、大学の研究に携わる全ての職員や学生を網羅するよう本ポリシーの対象者を定める。以下、本ポリシーでいう職員等とは次の者を指す。

- 1) 本学と雇用契約のある職員
- 2) 本学と職務発明等に関する契約がなされている者
- 3) 上記1)または2)に掲げる職員の指導の下で行われる発明等に従事した学部課程、修士課程、博士後期課程および研究生等の学生であって、当該発明等につき職務発明規程を準用する旨契約がなされた者

## 3. 研究成果の取り扱い

研究成果が大学の重要な知的財産であることを全学的に確認し、学術の進歩、社会の発展に貢献するよう適切な取り扱いを図る。

- 1) 職員等の研究成果に基づいて生み出される知的財産は、大学の果たす社会貢献の源として大学に届け出る。届け出る時期や方法は別に定める。
- 2) 大学における知的財産とは、特許権等の産業財産権、回路配置利用権、種苗法に定める育成者権およびこれらを受け継ぐ権利並びにこれらの対象となる発明等、コンピュータプログラムやデータベース等の著作物、指定された技術情報(ノウハウ)や研究過程で生み出された成果有体物で財産価値のあるものなどをいう。
- 3) 大学は、研究成果の公表に先立ち、それらがもたらす社会的・産業的効果を適切に評価する。
- 4) 副学長を長とする発明判定会を組織し、大学が承継すべきものか判定を行う。
- 5) 判定に不服のある職員等は学長に申し出ることができ、学長は発明判定会の意見を徴した上で申し出を判断する。
- 6) 大学が承継すべき知的財産は、公表に先立って権利化(知的財産権化)を図ることを原則とする。

- 7) 大学が承継しないと判定した知的財産は、知的財産を創出した職員等に返還する。
- 8) しかる後、研究成果を積極的に国内外に公表し、知の学府としての使命を果たす。

#### 4. 研究情報の取り扱い

研究を進める過程で多くの研究情報や成果物が生み出され、また共同研究等を通じて産業界等から研究情報の提供を受ける。国際的な研究開発競争が激化する中で、このような研究情報や成果物の漏洩を適切に守秘することは不可欠であり、研究情報の扱いについて基本ルールを定めることとする。

- 1) 研究情報に不断に接触する職員等の研究情報の扱いについて、その基本ルールを職務発明等規程に定める。
- 2) 大学の研究の担い手であるポスト・ドクトル・フェロー（以下「ポスドク」という。）や学生（特に大学院生）等についても、上記に準ずる扱いができるよう、発明等が行われたときに契約を交わすこととする。
- 3) 産業界等の外部諸機関との共同研究等に際しては、情報の守秘義務に関する定めを共同研究契約等において取り決めることとする。

#### 5. 知的財産権の取扱い

##### 1) 権利譲渡

大学は、研究成果を知的財産化し、技術移転を的確かつ効果的に行い、大学の説明責任を果たす。そのため、大学が管理する研究資金や研究施設、設備、装置を用いた研究活動の成果として生まれる発明等の、特許等を受ける権利を原則として大学に譲渡することとする。これは大学と職員等との契約として就業規則等によって定める。また研究に従事する学生やポスドク等の大学の雇用者ではない者による発明等も上記に準じた扱いができるよう、発明等が行われたときに大学と契約を行うものとする。

##### 2) 補償制度

特許等に関わる権利の大学への譲渡や実施に対する補償制度を定め、発明者である職員等に対して特許等の出願補償・登録補償や実施対価の補償を適切に行うこととする。学生やポスドク等による発明等に対しても同列の補償を行う。当然のこととして、大学は譲渡を受けた特許等の技術移転に積極的に取り組み、研究の更なる活性化に資するよう対価の還元に努める。

##### 3) 著作権等の取扱い

著作権によって保護されるコンピュータプログラムやデータベース等のソフトウェアの知的財産権については、外部諸機関等への技術移転に先立ち、大学へ届け出て職務による著作物であると判断された場合には大学に権利譲渡し、大学が定める方法に従って移転契約等を行うものとする。職員等には適切な譲渡補償や実施対価の補償を行うこととする。

##### 4) ノウハウ、成果有体物の取扱い

秘匿することが可能であり、かつ指定された技術情報（ノウハウ）や、研究の過程で生み出された成果有体物のうち、財産的に価値があると認められるものであって、外部諸機関に技術移転される場合には、著作権等と同様の取扱いを行うものとする。

なお、知的財産権に関する詳細な規則は国立大学法人豊橋技術科学大学職務発明等規程に定め

る。

## 6. 知的財産の活用と技術移転

特許等の知的財産を中心に職員等の研究成果，長年蓄積した専門知識やノウハウ等の知的財産を，積極的に産業界に技術移転し，普及に努めることとする。

- 1) 地域産学官連携組織や近隣の TLO 組織への技術移転斡旋委託を始めとする効果的なマーケティングの手段を用い，積極的な実施権設定や譲渡の活動に努め，知的財産の有効活用を図る。
- 2) 大学発の知的財産をより確かなものとするため，応用・実用化研究を産業界との共同研究等として積極的に取り組む。
- 3) 大学発の知的財産に基づくベンチャーの育成を推進するとともに，事業化を支援する。
- 4) 事業収益に基づく適切な対価を大学並びに職員等に還元し，さらなる研究の活性化と社会貢献の拡大を図る。
- 5) 実施許諾契約締結後長期にわたり実施されない場合は，契約の解除や知的財産の返還等適当な措置が取れるよう契約に定める。
- 6) 技術移転等の普及活動に努めたにもかかわらず実施の見通しがたかない知的財産については，経費の効率的活用の観点から，機関での維持管理をやめ，発明者に返還することもある。

なお，詳細な規則は共同研究契約書，特許実施許諾契約書等に定める。

## 7. 推進体制

研究担当副学長を長とする知的財産・産学官連携本部を設置し，知的財産の専門家等を配置して，全学の知的財産の創出・取得・管理・公開・活用を推進する。以下のような業務を実施する。

- 1) 知的財産戦略の企画・立案
- 2) 知的財産創出・取得のマネージメント
- 3) 知的財産の管理と活用の推進
- 4) 知的財産・研究情報の公開
- 5) 産学官連携の企画・推進
- 6) 技術移転の企画・推進
- 7) ベンチャー創出支援
- 8) 外部資金導入の企画・推進
- 9) 学内啓発活動
- 10) 発明判定会にて審議する案件の取扱い管理

以上